

# 愛知学院大学心身科学会投稿規程

(令和元年11月13日 心身科学部教授会)

## I. 論文及び執筆規程

1. 本誌の執筆者は次の通りとする。ただし、単著者及び共著者の要件は、第2条で定める。
  - 1) 愛知学院大学心身科学部専任教員（客員教員を含む）
  - 2) 同大学心身科学部名誉教授
  - 3) 同大学院心身科学研究科院生
  - 4) 同大学心身科学部非常勤講師
  - 5) 同大学他学部・教養部専任教員（客員教員を含む）
  - 6) 同大学院心身科学研究科研究員
  - 7) 同大学院心身科学研究科委託研究員
  - 8) その他、本誌の著者として特に心身科学会運営委員会が認めたもの
2. 単著者及び共著者の要件は、次の通りとする。
  - 1) 単著者は、第1条該当者とする。ただし、第1条4) から7) の場合は、1) との共著が望ましい。
  - 2) 共著者は、第1条該当者とする。ただし、第1条1) を筆頭著者とする場合はその限りではない。
3. 本誌に投稿する原著、事例研究・症例報告、資料、展望論文・総説は、いずれも他の雑誌または著書等に発表したことのないものとする。
4. 本誌に掲載された論文等の著作権（財産権）のうち、複製権と公衆送信権（インターネット上での公開を含む）については、本研究会に帰属する。ただし、著者自身が本人の論文を出版等に利用する場合には、本研究会に事前に申し出て了解を得ること。
5. 投稿は次の要領にしたがって本文、図、表、ならびに英文抄録を一括して提出する。
  - 1) 原稿はA4用紙の縦置きでワープロにより横書きで作成する。1ページあたり邦文の場合45文字50行、新仮名遣い、ひらがなとし、欧文の場合、原則半角とし、9ポイント、ダブルスペースで作成し、すべて横書きとする。
  - 2) 原稿の表紙には、(1)題名、(2)著者名、(3)所属機関名、(4)学部・学科名、(5)欄外見出しのための30文字以内のタイトル、(6)邦文のキーワード（5つ以内）、(7)必要別刷り部数（朱書）、(8)連絡先（校正受取人）を記載する。
  - 3) 本文の章・節などの区分は次を原則とする。

|       |               |
|-------|---------------|
| 大見出し  | I, II, III    |
| 中見出し  | 1, 2, 3       |
| 小見出し  | 1), 2), 3)    |
| 細見出し  | (1), (2), (3) |
| 細小見出し | ①, ②, ③       |
  - 4) コンマ、ピリオド、括弧は1字とする。
  - 5) 度量衡単位は原則としてSI (System International) 単位を用いる。
  - 6) 文献の表記については、それぞれの学問領域の慣習にしたがうこと。
  - 7) 図表は、図1、表1のように書き、本文中に挿入するときは、その挿入箇所を本文原稿欄外に（図1、表1）のように朱書きする。
  - 8) 英文抄録は本文500 words 以内とし、A4用紙にダブルスペースでタイプし、和訳を添付する。英文抄録の冒頭には、英文での題名、著者名、所属機関名、所属機関所在地を記載する。また、末尾には欧文でのキーワード (key words) を5個以内で、それぞれをコンマで区切って列記する。
  - 9) 原稿（本文、英文抄録（和訳）、図表等）は、紙媒体1部と電子媒体にて提出する。

6. 原稿は、原則として刷り上がり10ページ以内とする。
7. 別刷りは50部を超えた分については、全額著者負担とする。図のうちカラー写真の費用については、全額著者負担とする。ただし、学術上特に必要な場合に限り、4枚までは研究会負担とする。
8. 投稿原稿に対して、編集委員会が最後に受理した最終原稿の投稿年月日を論文の末尾に、(最終版令和2年9月23日受理)(邦文の場合)、(Final version received, September 23, 2020)(英文の場合)のように、記載する。

## II. 倫理規程

1. ヒトを対象とした研究は、ヘルシンキ宣言の趣旨に準拠して倫理的配慮のもとに実施するものとする。
2. 疫学研究や臨床研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」(2014年12月22日告示, 2017年2月28日一部改正)に準拠するものとする。
3. 個人情報の取得は、原則として、直接本人の承諾した利用目的の範囲に限り行うことができる。取得した個人情報は、法令に基づくものを除き、本人の事前の承諾なしに第三者に提供してはならない。個人情報の管理にあたっては、常に正確な情報を維持し、本人又は代理人からの開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には可能なかぎり迅速に対応する。
4. 実験、調査、事例等のデータを掲載する論文については、本学部が設置する倫理審査委員会の承認書写しを提出し、論文に承認番号を明記すること。